

法人事業税（県税）

この税は、県内に事務所（事業所）を持って、事業を行っている法人などに課税されるものです。法人はその事業活動を行う上で、道路や港湾などの公共施設を利用するなど各種の行政サービスを受けています。その行政サービスに必要な経費の一部をその所得等に応じて負担してもらうものです。

◆納める人

県内に事務所（事業所）を持って事業を行っている法人及び人格のない社団又は財団で収益事業を行っているもの

◆納める額

(1) 外形標準課税対象法人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人

（平成16年4月1日以後に開始する事業年度から、外形標準課税が導入されました。）

区 分		税 率	
		H20.9.30以前に開始する事業年度	H20.10.1以後に開始する事業年度
所 得 割	所得のうち年400万円以下の金額	3.8%	1.5%
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5%	2.2%
	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.2%	2.9%
	3以上の都道府県に事務所・事業所を有し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものの所得	7.2%	2.9%
付 加 価 値 割	付加価値額	0.48%	
資 本 割	資本金等の額	0.2%	

○付加価値割の仕組み

$$\text{付加価値額} = \text{収益配分額} + \text{単年度損益}$$

収益配分額
 報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料

○資本割の仕組み

$$\text{資本金等の額} = \text{法人税法施行令第8条に規定する額}$$

※一定の持株会社、資本金等の額が1,000億円を超える法人については、配慮措置があります。

○徴収猶予

- 経営状況が悪化又はそのおそれがあり、かつ、地域における雇用状況その他地域経済に重大な影響を及ぼし、又は、そのおそれがある法人が3年以上継続して所得がないと見込まれる法人
- 著しい新規性を有する技術又は高度な技術を利用した事業活動を行っていて、当該事業活動が地域経済の発展に寄与すると認められる法人

(2) 外形標準課税の対象とならない法人（前ページ（1）以外の法人）

区分	法人の区分	所得区分	税率	
			H20.9.30以前に開始する事業年度	H20.10.1以後に開始する事業年度
基礎とするもの 所得を課税のもの	普通法人 (一般の法人、 人格のない社団 や財団など)	所得のうち年400万円以下の金額	5.0%	2.7%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	7.3%	4.0%
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	9.6%	5.3%
		3以上の都道府県に事務所・事業所を有し、かつ、 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものの 所得	9.6%	5.3%
	特別法人 (農業協同組合、 信用金庫、医療法 人など)	所得のうち年400万円以下の金額	5.0%	2.7%
		所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	6.6%	3.6%
		3以上の都道府県に事務所・事業所を有し、かつ、 資本金の額又は出資金の額が1千万円以上のものの 所得	6.6%	3.6%
基礎とするもの 収入金額を課税のもの	電気・ガス供給業、 保険業	収入金額	1.3%	0.7%

◆申告と納税

定められた期日までに、法人が税額を計算し申告書を提出、あわせてその税額を納付することになっています。申告の種類により、納める税額や申告の期限は次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
1. 中間申告 ※事業年度が6月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人又は外形標準課税対象法人又は収入金額課税法人	(1) 予定申告	前事業年度の税額 × $\frac{6^{(注1)}}{\text{前事業年度の月数}}$	事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	<ul style="list-style-type: none"> ・外形標準課税対象法人 仮決算の付加価値割、資本割、所得割の合算額 ・外形標準課税対象法人以外 仮決算の所得(収入)金額×税率 	
2. 確定申告		<ul style="list-style-type: none"> ・外形標準課税対象法人 付加価値割、資本割、所得割の合算額 －中間納付額 ・外形標準課税対象法人以外 所得(収入)金額×税率－中間納付額 	事業年度終了の日から2月以内
3. 修正申告	(1) 申告した税額に不足額があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・外形標準課税対象法人 付加価値割、資本割、所得割の合算額 －既納付額 	すみやかに
	(2) 申告した後に税務署の更正を受けたとき	<ul style="list-style-type: none"> ・外形標準課税対象法人以外 所得(収入)金額×税率－既納付額 	税務署が更正の通知をした日から1月以内

(注1) H20.10.1以後に開始する最初の事業年度については3.3とする。(残り2.7相当分は地方法人特別税となります。)

※清算中の法人、解散法人、合併法人については特別の規定があります。

なお、平成22年10月1日以降に解散した場合、清算所得課税の廃止により、通常の所得課税が適用されます。

※申告と納税などは、県民税と併せて行います。H20.10.1以後に開始する事業年度については、地方法人特別税(国税)と併せて行います。

※2以上の都道府県に事務所・事業所がある法人は、次に記載する分割基準により関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告し、納めることになっています。

○分割基準

事業種別		平成17年3月31日以前に開始する事業年度	平成17年4月1日以後に開始する事業年度
非製造業	銀行業 保険業 証券業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数 (資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2)	課税標準の1/2：事務所数
	その他 (運輸・通信業、卸売・小売業、建設業、サービス業等)	従業者数 (資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2)	課税標準の1/2：従業者数
製造業		従業者数 (資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人：本社管理部門の従業者数を1/2、工場の従業者数を1.5倍)	従業者数 (資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人：工場の従業者数を1.5倍)
鉄道事業 軌道事業		軌道延長キロメートル数	
電気供給業		課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額	
ガス供給業 倉庫業		事務所等の固定資産の価額	

その他

地方法人特別税（国税）の創設
(平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用)

◆納める人

法人事業税のうち所得割又は収入割を納める法人

◆納める額

- ・外形標準課税対象法人の所得割額に対する税率 ……148%
- ・外形標準課税対象法人以外の法人の所得割額に対する税率 ……81%
- ・収入割額に対する税率 ……81%

